

中期目標期間終了時の検討に係る意見（案）

平成 27 年 8 月 日

大阪府知事 松井 一郎 様

大阪府地方独立行政法人
大阪府立産業技術総合研究所評価委員会
委員長 田口 隆久
(事務局 大阪府財務部行政改革課)

意 見 書

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 31 条第 2 項に基づく、地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所に係る本評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

平成 24 年度から平成 26 年度までの各事業年度の業務実績に関する評価結果等を踏まえ判断すると、業務実績については全体として中期目標達成に向けて中期計画とおりに進捗している。地方独立行政法人としての特長を生かし、自律的な事業体として法人運営を行い、経営の効率化が図られていることは高く評価できる。

特に理事長のリーダーシップのもと、企業に対し、課題解決に最適な手段を積極的に提案・実施する「攻め」の企業支援（現地相談の充実、リエゾンセンターの取組等）を展開し、多くの実績を上げている。また、様々な新サービス（簡易受託研究、時間延長サービス等）や新事業（公募型共同開発事業、ものづくり設計試作支援工房等）を実施することにより、企業ニーズに幅広く柔軟に対応しており、このような取組を継続することを期待する。

今後、公設試験研究機関として、大阪産業の発展に貢献するため、技術力の向上に努めることはもとより、企業の技術課題を自らの研究開発課題として取り上げ、解決を図る伴走型の支援を強化すること、得られた成果やノウハウをわかりやすく発信し、その普及に努めること、さらに他機関との連携を強化して組織の壁を越えた企業支援の「つなぐ」取組みのさらなる推進を図り、より高度な技術開発に挑戦する企業を先導することや利用者の満足度を的確に把握し、意見を業務に反映させ、利用者目線でのサービス強化・拡大による質の向上に努めることを通じ法人の評価を一層高める取組がますます重要である。

以上